

七部法典におけるアルフォンソ10世の王権思想について : ローマ法学とアリストテレス政治学の継受

著者名(日)	青砥 清一
雑誌名	神田外語大学紀要
巻	26
ページ	117-138
発行年	2014-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1092/00001110/

七部法典におけるアルフォンソ 10 世の王権思想について —ローマ法学とアリストテレス政治学の継受—

青砥 清一

Abstract

After Alfonso X “*El Sabio*” (the Wise) succeeded Fernando III as King of Castile and Leon in 1252, he compiled the first vernacular law code in Spain, *Las Siete Partidas* (The Seven Divisions), for the purpose of establishing a uniform body of normative rules for the kingdom expanded under his father. According to its text, his idea of sovereignty is strongly influenced by Roman Law and Aristotle’s political philosophy, which also had a profound influence on the medieval philosopher and theologian Thomas Aquinas. This paper is going to analyse the impact of these legal and political theories on the failure of Alfonso X’s policies for the imperial election and the civil war.

序

『七部法典』*Las Siete Partidas* は、13 世紀カスティーリャ＝レオン王国のアルフォンソ 10 世賢王 (Alfonso X El Sabio, 在位 1252-84) により編纂され、スペイン法制史上最も重要な法典の一つに数えられる。その名の示すとおり 7 つの部 *partida* から編成され、公法・私法の幅広い分野 (教会、王制、議会、軍事、訴訟、物権、契約、家族、婚姻、相続、刑事ほか) を網羅する。主要な法源は、ローマ法大全 (*Corpus iuris civilis*)、グレゴリウス 9 世教皇令集 (*Decretales D. Gregorii Papae IX*) および封建法書 (*Libri feudorum*) により構成される。それらとともに、同王の理想とする君主像および統治形態を論ず

るに当たり、西欧文学において「君主の鑑」と称される伝統的な文芸様式に則り、聖書、アリストテレス政治学、キケロ、セネカの道徳哲学などの古典を頻々と引用する。

本論では、アルフォンソ 10 世が七部法典の編纂に当たり、12 世紀ルネサンスから受け継いだ知見をどのように活用して独自の王権思想を構築したのか、同王とほぼ同時代に神学体系を再構築したトマス・アクィナスの法・政治理論と比較しながら考察したい。そのうえで、アルフォンソ 10 世の 2 つの失政 — 神聖ローマ皇帝選挙および王位継承問題における敗北 — を招いた要因を探ることとする。

1. アルフォンソ 10 世の立法事業とその政治的背景

中世ヨーロッパでは 12 世紀中葉から、都市の発展、商取引の増加、契約に基づく主従関係の普及、王権の強化といった社会的・政治的变化が生じていた。そこで旧来の教会権力と新興の世俗権力からなる二重支配構造¹が生まれたが、それに対処するための法理論としてローマ法学の受容が 13 世紀以降ヨーロッパ各地で進められた²。

カスティーリャ＝レオン王国においてもアルフォンソ 10 世の指揮のもと大規模な立法事業が展開され、旧来のゲルマン的慣習法からローマ普通法への転換が図られた。そしてローマ法は、他のヨーロッパ諸国と同様に王国内に普及していった³。アルフォンソ 10 世は、このようなローマ法の導入を皮切りに、教会権力への介入、君主との合意に基づく封建制度の普及、地方議会の統合、および税制・行政改革を推し進め、王権の基盤を固めようとし

¹ García de Cortázar & Sesma Muñoz (1997: 443-448)

² 1231 年シチリア王国フェデリーコ 1 世（神聖ローマ皇帝フリードリヒ 2 世）による『メルフィ法典』（*Constituzioni di Melfi*）、1280 年頃フランス『ボーヴェジ慣習法書』（*Coutumes de Beauvaisis*）、1340 年バルセロナ海事法典『コンソラート・デル・マーレ』（*Consolato del Mare*）等。

³ Fernández de Buján (2012: 169)

た⁴。アルフォンソ10世による一連の立法事業⁵は、カスティーリヤを中世ヨーロッパにおける法思想の主流に押し上げ、なかでも1256年から1263年頃にかけて編纂された七部法典は、その集大成に位置付けられる。七部法典は、立法、行政、司法、軍事、税政、祭祀の広範な領域において強力な権能を国王に付与する⁶。

このような立法活動と併せ、アルフォンソ10世はトレド翻訳学派 (Escuela de Traductores de Toledo) の活動を保護し、イスラーム社会において盛んに研究されていた古代ギリシャ・ローマの学術知識を積極的に採り入れた。就中、12世紀ルネサンスを通じて復興したアリストテレスの政治哲学は、後述するように、アルフォンソ10世の法思想の礎を成した。

賢王自身の学究心も然ることながら、七部法典に代表される大規模な立法事業を展開した政治的背景としては、以下に掲げる国内外の事情があったものと推察される。まず国内事情の一つとして、フェルナンド3世聖王の治世にレコンキスタ (国土回復運動) が大方収束をみたものの、アルフォンソ10世は、未だ敵対する異教徒との戦いを継続すると同時に、再征服により拡張した領土をどう安定的に統治していくかという難題を抱えていた。

今一つは、王国統一法の不備である。西ゴート王国滅亡 (711年) 以来、ゲルマン的慣習法がキリスト教諸王国やモサラベ *mozárabes*⁷ の間に残存していたが、長年に亙るレコンキスタの過程において地域的多様性が過度に増し

⁴ Ayala Martínez (2002: 497-498)

⁵ アルフォンソ10世は、七部法典のほか、『フエロ・レアル』 (*Fuero Real*, 1255年) および『エスペクロ』 (*Espéculo*, 1260年) を編纂した。「王の法」を意味する前者は、王国各地の都市法を統合したものであるが、貴族の反逆により施行を阻止された。「鑑」を意味する後者は、王制の仕組みを定める最高法規性を具備し、専ら国王および宮廷裁判官により運用されたが、完成を待たずして七部法典の中に組み入れられた。(Ayala Martínez 2002: 499, Sainz Guerra 2008: 207-208)

⁶ 各権能の詳細については、青砥・相澤 (2013) を参照されたい。

⁷ イスラーム支配下のイベリア半島、特にアル＝アンダルス (Al-Ándalus) に居たキリスト教徒をいう。

ていた。諸侯および都市は、国王の許諾および身分制議会 Cortes⁸ の承認の下、固有の局地法 *fueros* を享受していた。裁判においては、全国共通の訴訟法を欠いていたため、いずれの当事者の属人法によるべきかを定める手続が複雑化し⁹、さらに、地方ごとに異なる判例や慣例に基づき裁判が行われるといった問題も抱えていた¹⁰。

統一的な法制度の欠缺に対しては、父王フェルナンド3世の治世からすでに対応に着手されており、西ゴート法典 *Liber Iudiciorum* のカスティーリヤ語訳『フェロ・フスゴ』 *Fuero Juzgo* が一部の地域に導入された。しかしながら、全国統一法としては施行に至らなかった¹¹。父王の遺志を受け継いだアルフォンソ10世としては、濫立状態にある局地法を早急に廃止し、王国統一法典を新たに制定することにより、国王を中心とする中央集権体制を構築し、法の下での円滑かつ安定的な統治を実現する狙いがあったものと考えられる。

つぎに国際事情としては、アルフォンソ10世の念願であった神聖ローマ皇帝位の獲得に向けた帝国政策が挙げられる。1254年、コンラート4世（在位1250-54）の逝去に伴い、ホーエンシュタウフェン朝が断絶し、大空位時代が始まる。アルフォンソ10世は、同家出身の母妃ベアトリス・デ・スアビア *Beatriz de Suabia* に由来する皇帝位継承権を主張し、コーンフォール伯リチャードとともに神聖ローマ皇帝の座を争った。アルフォンソ10世は同盟国を獲得するため、王国の経済力を動員し、北アフリカ十字軍遠征（1257、

⁸ 身分制議会コルテスは国王との協定に基づき、国王に対し助言および支援を与える役割を担っていた。国王が議会に支援を求めた背景には、13世紀当時における王権の脆弱性があった。開戦、税政および王位継承等の重要事項に関しては議会の合意を要し、国王が専断的に決定を下すことは実質的に不可能であった。（Martin 1993: 33）

⁹ Vinogradoff (1909: 14-15)

¹⁰ Sainz Guerra (2008: 204)

¹¹ 1241年、フェルナンド3世の指揮のもと同法典の普及版がカスティーリヤ語に翻訳された。施行された地域は、既に *Liber* が適用されていたレオン王国およびトレド、ならびにキリスト教徒の支配に回復したコルドバ（1241年）、セビリア（1251年）、ムルシア（1266年）ほか一部の都市に限られた。（Sainz Guerra 2008: 138, 203）

1258) を実施した。七部法典等の立法事業も、このような外交政策の一環であったといえる。なぜならば、自身が神聖ローマ皇帝の座に君臨するに相応しい君主であることを証明するため、カトリック教国最高の法典を制定する必要があったからである。

だが、このような国内外の政治的事情があったにも拘らず、国内の保守的な諸侯・都市から猛烈な反発を受けたため、七部法典は立法者自身の治世において畢竟施行に至らなかった¹²。そのような反発の理由として、下記4点が挙げられる。

- ① カステイーリヤの伝統によれば、君主とは旧来の法制度を尊重しかつ保護することが使命であった。即ち、既得権益を享受する保守的な諸侯・都市は、国王に対し革新的な立法者たることを欲しなかった¹³。
- ② ローマ法の専門知識を有する法曹が裁判や政策立案、商業などにおいて強い影響力をもつようになり、貴族を脅かす存在となっていた¹⁴。
- ③ アルフォンソ10世が帝国政策の資金を調達するために実施した貨幣改鑄が原因で、物価高騰に拍車が掛かり、貴族の財政事情を一段と悪化させた¹⁵。
- ④ 商業の発展は、商人のみならず、地主である貴族にも農作物価格の上昇による恩恵をもたらした。しかしながら、貴族の所有する不動産は大半が長期の賃貸契約のもと運用されていたため、貴族側としては地代収入が固定化されてしまう一方、商人側は物価の上昇により増収を得るという不均衡が生じた。その結果、商人の経済力が貴族のそれを上回る

¹² 七部法典は、アルフォンソ11世のアルカラ勅令(1348年)において正式に効力を得る。当初は勅令および局地法の欠缺を補充する下位の法源に位置付けられたものの、ほぼ全ての法律事項が収められていたことから、裁判官にとって、適用すべき法の発見が難しく時代遅れな局地法よりも便利であり(山田1992: 134)、また法曹・法学生にも多大なる理説的影響を及ぼした(Stein 2003: 112)ことから、主要な法源として重用された。

¹³ Martín (2001: 45)

¹⁴ Martín (1993: 360)

¹⁵ 大内(1994: 6)

ようになった¹⁶。

このように経済的・社会的地位の低下した貴族勢力は、旧来の慣習・慣行を尊重しないアルフォンソ 10 世の政策に対し不満と怒りを募らせ、たびたび反乱を起こしていた。貴族衆が、ローマ法を継受する七部法典の施行に対し猛烈に反発したのは、それによって既得権益が縮小・排除され、経済的影響力が低下することが確実に予想されたからである。

2. アリストテレス主義の復興：共通善と徳による統治

本章では、アリストテレスが『政治学』において論じた王制について概観したい。アリストテレスは、アテナイにおいてプラトンに師事し、マケドニアにおいてアレクサンドロス 3 世（大王）の家庭教師を勤めた。エジプト・西アジアからインド西部にまで拡がる大帝国を築き、ヘレニズム文化の礎を作った同王に対し、君主としての教養を授けたアリストテレスの政治哲学は、12 世紀に復古すると、瞬く間に中世ヨーロッパの君主論に多大な影響を及ぼした。アルフォンソ 10 世もまた、その影響を受けた君主の一人である。七部法典において同王の提示した高潔なる君主としての模範は、中世西欧キリスト教世界の伝統的な君主論と同様、アリストテレスの掲げる共通善と徳に基づく政治思想に依拠したものである。

アリストテレスは、「人間は自然によってポリスの動物である」とし、ポリスをつくるのは人間の自然の本性に基づくと論じた。ポリスでは個体よりも全体が優先される。もしも全体よりも個体が優先されるならば、それは身体から切り離された手と同様であり、身体（＝全体）なしには手（＝個体）の目的は達成し得ない。よって、人間はポリスから離れ、個人として自立し得ない。他に何も求めることのない自足した存在が考えられるとしたら、それは野獣か神であるという。

¹⁶ Martín (1993: 360)

人間以外にもポリス的な動物は存在する。例えば、蜜蜂や蟻は自然本性として群居し、女王を中心に分業機構を形成する。しかし、最もポリス的な動物は人間である。その理由は、人間の自然本性として備わる言葉（ロゴス）に求められる。蜂や鳥も独自の信号を発して仲間同士で伝達をするが、人間だけが唯一、善と悪、正義と不正、利益と損害といった価値観を、ロゴスを通じて共有し、思慮などの徳のためにそのロゴスを用いて高度なポリスを形成する。他面、ロゴスを具有するが故、人間社会には絶えず言い争いが生ずる。言い争いの末に徳が失われれば、人間は不敬野蛮な状況に陥る。したがってポリスの役割とは、正邪を判別し、正義を実現すること、即ち法的秩序を確保することにほかならない¹⁷。

アリストテレスは、正しい国家統治を維持するための方法として「法の支配」を強調する¹⁸。正義を実現する法が道理に遵い運用されることによってポリスが完成するからである。正しい法の命令は、恣意的に下されるものではなく、思慮¹⁹と知性に基づき、なおかつ公共善への配慮を伴うものであるとする。そして思慮を備えるには、普遍的な知識と個別的な経験の双方を要する。このようにアリストテレスの政治観は、法と道徳が一体化したものである。

王制についてアリストテレスは、「王が人々の自発的同意をえて国政の重要事に絶対的権限をふるう支配体制²⁰」と定義する。ここでいう王とは、「軍事の総帥であり、裁判官であり、そして祭事を司る権限を有する者」を意味

¹⁷ 田中（1972: 89）

¹⁸ アリストテレスは、法を自然法と実定法に分けた。自然法は、場所による差異がなく、何処においても共通した同一の効力を有する。ローマにおいては、最も影響力のあるストア哲学がこの理論を支持した。以て、自然の摂理により全人類に設定され、総ての民族に対し一様に利用される万民法が観念された。（原田 1954: 8-9）

¹⁹ アリストテレスは、思慮（知慮）とは「人間にとっての諸般の善と悪に関しての、ことわりを具えて真を失わない実践可能の状態（1140b）」と定義する。（高田 1971: 292）

²⁰ 田中（1972: 228）

する²¹。王制が成立するには、まず王位に相応しい尊厳をもつ傑出した人物がいて、臣民から統帥、裁判官および神官として絶対的な統治権を許諾されなければならない。しかし、アリストテレスによれば、自身の生きた時代にはそのような人物は誰も見当たらず、「当今はもはや王制の成立する時代ではない」、「もしその種の体制が生じてくるとすれば、それは、単独者支配制でも僭主独裁制のほうである」。アリストテレスは王制を、あくまでも一つの理念的な統治形態として捉えていたのである²²。

3. トマス・アキナスの法・政治思想と王制

中世最大の哲学者・神学者であるトマスは、アリストテレス哲学の理性的思弁を応用し、神を源泉とする啓示的真理と論理的真理を統一することによって、キリスト教神学の体系を再構成した²³。

トマスの構築した法体系においては、はじめに神的統治の理念である「永遠法」が頂点に立つ。永遠法の下には、人間の本性に基づきあらゆる時代を通じて普遍的に守られるべき不変の法たる「自然法」が占める。さらに、その自然法の下には、一定の時代と社会に限り人為的に実効性を与えらえる「人定法」が置かれる。

世俗権力者たる国王には人定法を制定する権能を与えられるが、国王と雖も自ら制定した人定法に遵う義務を負う²⁴。その理由をトマスは次のように

²¹ 田中 (1972: 122)

²² アリストテレスは無条件に理想的な国制として貴族制を挙げるが、実現可能な最善の国制としてはポリテイアーを掲げる。この国制は、民主制と寡頭制を適切に混合し、両者の欠陥を補うことで共通善の実現を可能にする形態である。例えば、公職につき、寡頭政からは選挙制を、民主政からは資力の無制限制を採用する。他方、3つの悪しき国制のなかでも最悪のものは、単独支配者の利益を重んずる僭主制である。僭主制は個人ないしその一族が武力などを用いて非合法的に権力を掌握する政権をいい、古代ギリシャにおいて頻発した。寡頭制は少数の富者による政治、民主制は多数の貧者による政治であり、それぞれ不平等と平等を正義の原理として富者と貧者の利益のみを重んずる。

²³ 伊東 (2011: 117-120)

²⁴ このような王権の位置付けは、ローマ法の法理に一致する。ローマ法によれば、命令権

説いている。まず、何人も統治権者に服さなければならない。人民は統治権者の制定した法に遵うものとされるが、仮に統治権者が自ら制定した法に遵わなければ、人民もまたこれに遵う義務はない。それゆえ、国王と雖も法に遵わなければならないのである²⁵。

統治形態に関しては、基本的にアリストテレスの分類法を継受するも、トマス独自の目的論に基づく分類も提示している。トマスの掲げる政治目標は、徳操 *virtus*、富貴 *divitiae* および自由 *libertas* の3つから構成される。一つ目の「徳操」を有する統治者は、国王または貴族である（但し、両者の指導原理は異なり、王制は統一を目指し、貴族制は徳に比例して各人に分け前を配分する正義を目指す）。二つ目の「富貴」は、物質的な財産のみならず、一般社会的権勢をも含む。これを国家理念とする政治は、少数の富者により支配され、少数政治と呼ばれた。そして最後に「自由」とは、政治に参加する権力を指し、これを国家目標とする政治は民衆政治と称された。以上トマスの分類法によれば、政治形態は、王制、貴族制、少数制および民衆制の4つに分けられる²⁶。

トマスは、単独の者が善い統治を行った場合、アリストテレスと同様、これを王制と呼ぶ（同様に、悪しき統治の場合についても僭主制と呼ぶ）。そして、王制はあらゆる政治形態に勝り、最善であるという。トマスは民衆政治に対する不信感を顕にするとともに、王制を最善の統治方法として評価した。同時に、国王は単に世俗を統治する権限を与えられているに過ぎないとも考えていた。神学者トマスにとって、人間が生きるうえでの至高の目的とは神を認識することであった。しかし世俗君主には、臣民が安全にその目的

は人民の意思を通じて支配者（皇帝）へ移譲されるものとする。この見解は、法学提要を通じて広く普及した（今野 1987: 547）。そこには次のように記されている：「勅法が法律に代わる効力をもつことは、未だかつて疑われたことはない。なぜなら、皇帝自身が法律によって命令権を受けるからである。」（船田 1967: 78）

²⁵ Gilby (2006: 132)

²⁶ 上田 (1987: 67-68)

を追求することができるよう、武力と人定法を行使する権限が与えられているに過ぎず、俗事よりも高次にある神事を司るローマ教皇こそがキリスト教諸国における最高権力者であるから、キリスト教国における世俗の王は皆、教皇に服さなければならないと論じたのである。

さらにトマスによれば、国王と人民との間には、主従契約における誠実義務の双務性が存する²⁷。即ち人民は、自らの意思を通じて国王に命令権を移譲し、契約に遵い国王の勅令に服す義務を負うが、国王が私利私欲のみを追求する僭主となって人民に対し誠実義務を履行しなければ、抵抗権を行使して、国王に対する服従を放棄し、新たな国王を選出することができる。

このような支配・服従の秩序は、元来キリスト教的な協同精神を起源とし、平面的な社会職分の秩序を立体的に構成し直したものである。したがって、国王の支配は、絶対的権力に由来するものでなく、一つの社会職分として理解される。トマスはこの職分者をして *rex* と称した²⁸。

4. アルフォンソ 10 世の王権思想

上掲の章においてアリストテレスおよびトマスの王制に関する見解を概観してきた。本章では、12 世紀ルネサンスにおいて復活したアリストテレス主義、およびそれを自己の神学体系に採り入れたトマスの法・政治論と比較しながら、キリスト教国の君主であるアルフォンソ 10 世が七部法典において提示した王権思想について考察したい。

第二部第一章は、はじめに、「国王」の名の由来について、アリストテレスの言説を引用し、こう説示している。

²⁷ マネゴルトの思想によれば、国家権力の本源的な担い手は人民であるが、人民全体がその権力を自ら行使するわけにはいかないため、法という形で支配者に移譲されたという。(今野 1987: 547)

²⁸ トマスは、*rex* の語義は *regere* (政治を司る) に由来し、国王というよりも、「都市国家の統治者」として捉えるほうが適当であると述べている。(上田 1987: 65)

「国王とは統治者を意味する。即ち、王国の統治は常に国王に帰属する。そしてかの賢人達、なかでもアリストテレスは、政治学と呼ばれる書で次のように語っている。異教徒の時代、国王は戦においては常に統帥であり、裁判官としては全臣民の長であり、神官としては人民が畏敬し尊敬する神々への神事をも司っていた。斯様に、俗事とともに神事をも統治していたため、国王と呼ばれるに至ったと。」(法六)

このようにアルフォンソ10世は、古来からの国王像として、将軍、裁判官および神官の3つの権能を兼ね備えた統治者を挙げる。

アリストテレスが「善き国制」の要件に「法の支配」を掲げたように、七部法典においてもユ帝に言及しつつ、こう述べている:「ユースティーニアヌス帝は、己並びに其の他の皇帝及び国王の正当性につき、其の権力は法をもって実現し得るものと説いた」(法一四)。法の支配は、旧来の慣習・慣行による支配からの脱却を目指したアルフォンソ10世の理念である。例えば、国王・皇帝と雖も法に遵う義務があり、臣民の私有財産を本人の承諾なしに専断的に侵害することは許されない(法二)と定める(但し、共通善に資し、なおかつ良識に従い妥当と判断される補償金の支払いを要件として私有財産の接収を認めている)。また、国王は人民の共通善に適うと解される場合において新法を制定する立法権を有し、不明瞭または有害な古い慣習を廃止し、適切な新法に改定し得ると規定する。しかしながらカスティーリャでは、法は古いものほど尊重され、国王が悪しき慣習として廃止しない限り新法に勝るといふ伝統があった。局地法が優勢であった時代に新たな法を創造するには、人民の要望に照らし旧法から新法を導き出すしか仕方がなかった²⁹。また、前述のとおり、国王は現状の法秩序を維持するよう求められていた。したがって、国王が積極的に立法に関与することはカスティーリャの慣行に反

²⁹ Sainz Guerra (2008: 132)

しており、アルフォンソ 10 世によって推進されたローマ法への転換がカステリーヤの保守勢力から強い反発を受けたのも当然の成り行きであった。

国王の存在意義について論じるに当たっても、アリストテレス哲学を引用する。法七によれば、鳥獣魚介類は生存に必要なものを生来具有するが、人間は自力・単独では生存し得ず、他者との助け合いをもって生きる社会的な存在である。ところが人間は、各人各様の価値観を持つがゆえに、国王が神の代理人として人間社会の正義を実現し、人民間の不和を統率する役割を担っているという。

さらに法七は、国王は臣民各自の功績に応じて恩賞を下賜する権限を神から授かっていると規定する。この規定は、トマスの掲げた「徳操」による政治にも通ずる概念である。殊に封建社会においては、臣下に対し各人の功績に応じた栄誉と権利を分配する「衡平」*equaldat*、つまり応報的平等の実現が重視された。

国王が地上における統治権を神から授かった理由についても、アリストテレス主義に準ずる。王権の役割とは、①人民の統一、②立法、③正義の実現、および④キリスト教の保護に定められる。①～③はアリストテレス主義に則し、④はトマスの唱える世俗君主の目的と一致する。

トマスによれば、世俗君主と教皇は世事と神事をそれぞれ分担して統治するが、七部法典においても、人民は俗事に関する国王の勅に対して何人も服従する義務を負うが、キリスト教の神事に関してはローマ教皇に従うものと規定する（法一）。このようにアルフォンソ 10 世は、アリストテレスによって王の属性の一つに掲げられた「神官」としての最高権力が、カトリックにおいてはローマ教皇に存することを認める。

国王と人民の関係を人体に喩え、国王を頭部・心臓に、人民を肉体に準える国家有機体論もまた、やはりアリストテレス主義に由来する³⁰。部分は全

³⁰ トマスもまた、世俗君主に関してアリストテレスに準じた比喩を用いている：「君主たる

体に従うものであり、全体を司る君主は頭たる単独の人間に限られ、そしてその君主と合意を交わした臣民は、部分として国王の統治に服従する義務を負う。この頭に相当する王は、統帥権、裁判権、立法権および行政権を併せ持つ最高権力者である。

ところでアリストテレスは、王制の分類について、次の4つの形態を挙げている。

- ① みずからの意志で支配に服す者たちを被治者としてもつもの。軍事の統帥且つ裁判官且つ祭事を司る者。英雄時代の王制。(下線筆者)
- ② 一族一門の者による、法によった専制的支配。ギリシャ以外の王制。
- ③ 選挙による独裁僭主制。アイシムネーテイアー (調停者の役)。
- ④ 世襲で終身制の将軍職。ラケダイモニア (スパルタ) の王制。

法五に規定する王制は、①の形態に該当する。そのなかの「みずからの意志で支配に服す」(下線部)については、法五における「王国を保護、防衛及び統制するため、国王と合意を交わす」という文言からこれを読み取ることができる。カステーリャ王制は④の形態を併せ持つが、七部法典では、王位継承権を単に国王の権能として規定するのみで、その由来や正当性については言及していない。アリストテレスの『政治学』においても、「どんな国家体制においてもありうるもの³¹⁾」として、この王制形態における有益性については特段触れられていない³²⁾。マキャベリは、『君主の鑑』に対して批判的であるものの、『君主論』において、「君主の血統に服従してきた世襲的な領域を維持するのは新しく獲得した領土を維持するよりも容易である。(…)生まれながらの君主は臣民を傷つける理由も必要もあまりなく、したがって、臣下に好意をもたれることになる」と説き、世襲君主政体の安定性者は王国における自己の職務が、ちょうど肉体における魂や、世界における神のごときものである (…)かれの支配下にいる人びとをかれ自身の四肢のように考え (…)」。(柴田 2009: 79-80)

³¹⁾ 田中 (1972: 123)

³²⁾ 佐々木 (2011: 32-33)

を認めている。またホッブスは『リバイアサン』において、継承権に関する最大の困難は君主政体にあることを指摘している。合議体により選挙される神聖ローマ皇帝は、在任中のみ主権を行使する権限を保持するに過ぎない。皇帝が崩御すれば、合議体の権限のもと新たに選挙された者が主権を取得する。他方、君主は主権の所有権を保持する。主権の所有者が死亡すれば、臣民は全く主権のない状態に置かれる。臣民は、団結して行動するために必要な代表者が不在となり、新しい君主を選挙することもできない。国は混乱に陥り、戦争へと回帰する。そのような状態は君主政体の設立目的に反する。したがって、君主政体においては、継承決定権は君主の意思と判断に委ねられることになる³³。このように、君主政体において世襲制は強力かつ安定的な権力維持装置であった。

アルフォンソ 10 世が王権に関してアリストテレス政治哲学に基づき論じた内容は、《君主の鑑》を踏襲したものであり、トマスの思想とも合致するが、国王と教皇の優劣については見解が明瞭に分かれる。アルフォンソ 10 世の思想における王権とは、信仰および自然の摂理による定めとして神から授けられた権力をいう。つまり王権とは、教皇を含めて他の如何なる権力にも服従せず、なおかつ教皇から独立した権力である。そのため、キリスト教国の王は教皇の下に服すものと唱えるトマスの神学思想と対立する。無論、ローマ・カトリック教会の神学者であったトマスと、カトリック信者であれど世俗君主として教会と利害の対立する場面があったアルフォンソ 10 世とでは、政治的立場が全く異なる。

アルフォンソ 10 世は、教会権力から世俗権力に掣肘を加えられることを極度に嫌った。なぜならば、騒乱と反逆の絶えない政治状況を安定させるには、王国に敵対する異民族および反逆の機を窺う貴族衆を国王に服従させなければならなかったからである。そのためには、国王大権を法的に保障する

³³ 永井・上田 (2012: 269-271)

王国統一法の制定が必要不可欠であった。そこで七部法典に王国統一法として最高法規性を付与し、なおかつその実効性を担保するため、国王は教皇の權威に服すのではなく、教皇と並び立つ神の代理人として、そして教皇権から独立した権力として、王国における独占的な立法権を神から授かっていると主張したのである。アルフォンソ10世は、現実の政策においても自己の王権思想を実践している。例えば、王国内の教会が有する徴税権³⁴や聖職叙任権に対する介入を実行したほか、消滅時効期間に関しても国内の教会財産に対しては国王財産の100年よりも短い40年に設定している³⁵。勿論、アルフォンソ10世が上記の如く掲げた王権思想は、トマス神学をはじめとするローマ・カトリックの教理と正対していたため、世俗権力に対する教皇の影響力がまだ強かった時代において、宿願の皇帝位獲得に向けて不利に働いたことは想像に難くない。

5. 王位継承問題

伝統的にカスティーリヤ王室は世襲制を採用し、長子を筆頭の王位継承権者とする³⁶。但し、王位継承者の決定においては身分制議會の承認を要した。

カスティーリヤにおける君主世襲制は、安定的な王位継承に資するもので

³⁴ 教会が教区民から収穫高の1割を独自に徴収していた教会十分の一税のうち、2/9相当額を課税した。この税目は「テルシアス・レアレス税」(tercias reales)と呼ばれる。フェルナンド3世の時代から既に徴収されていたが、その後13世紀末には歳入の1割を超え、主要な王国財源の一つとなった。(Ayala Martínez 2002: 500)

³⁵ アルフォンソ10世は、教会権力による世俗権力への介入を嫌ったものの、キリスト教国の君主として当然ながらカトリック的価値観を全面的に排除することはなく、世俗権力が容喙すべきでない宗教的事柄についてはカノン法の適用を認容した。七部法典においては、十分の一税、婚姻、子の嫡出性、遺言執行、姦通、偽誓、異端等に関する事案につき教会に裁判権を許諾した。また、ローマ・カトリック教会の所有物に係る時効についてはカノン法の規定を採用し、国王財産と等しい100年の最長期間をもって消滅時効が成立するとして、時効の非道徳性(債務者に対しては債務を免除させ、真の所有者に対しては所有権を喪失せしむるという負の側面)を罪悪視する教会との調和も図っている。(青砥 2012: 39)

³⁶ 七部法典の第二部第一五法二によれば、長子相続制は、戒律、自然の理および慣習に由来する。

あった。アルフォンソ 10 世は七部法典でこれを明文化し、世襲制の安定性を強固にしようと試みたが、晩年にサンチヨ 4 世との王位継承問題を引き起こすこととなる。本章では、アルフォンソ 10 世失政の代名詞ともいえる王位継承問題と七部法典との関係性について論じたい。

第一王子フェルナンド・デ・ラ・セルダは、父アルフォンソ 10 世がグレゴリウス 10 世から皇帝即位の承諾を取り付ける目的でポーケールに逗留している間、国王代理としてベニメリン族を討伐するためアンダルシアに進軍したが、1275 年に戦没する。同王子は、ブランカ妃との間に男子フェルナンドとアルフォンソ、いわゆるセルダの王子達 *los infantes de la Cerda* を儲けていた。そこで、セルダの王子達に王位を継承したいアルフォンソ 10 世と、第二王子サンチヨとの間で王位継承争いが繰り広げられた。

七部法典は、カスティーリャ王室の長子相続制について次のように規定する：「長子、さもなくば国王の臨終に際し国王に最も近い親族の何れかの者が王位継承権により王国を継承する」（第二部第一五章法九）。本規定によれば、王位継承権者は原則として第一王子フェルナンド・デ・ラ・セルダが該当するが、上記のとおり王位継承前に死亡している。そのような事態における王位継承については次のような特別規定を設けている：「当該長子の正妻から生まれた男子又は女子が存命であるならば、右男子又は女子のみが王位を取得する」。この規定は、カスティーリャの慣行とは異なるもので、おそらくローマ法の遺言相続制度を継受したものと考えられる。『法学提要』（*Institutiones*）は、*si filius meus me uiuo moriatur aut qualibet alia ratione exeat de potestate mea, incipit nepos neptisue in eius locum succedere, (...)*³⁷ [Commentarius secundus 133]（わたしの存命中にわたしの男子が死亡し、または他の何かの理由でわたしの権力から離脱するときは、男孫または女孫はそ

³⁷ Domingo (2002: 107)

の地位を継承し…³⁸)とある。つまり、被相続人の男子が死亡等の事由により相続人の地位から離脱した場合、右子息の子(被相続人の孫)が代襲相続をする³⁹。

嗣子フェルナンド・デ・ラ・セルダは王位継承前に他界したため、上記法二によれば、「右長子の正妻から生まれた男子」に該当するセルダの王子達が王位を代襲することになる。さらにこの特別規定により、上記法九「さもなくば国王の臨終に際し国王に最も近い親族の何れかの者」の適用が排除されるため、弟サンチョは王位継承候補から除外されることとなる。アルフォンソ10世はこの法理を根拠にセルダの王子達の権利を主張し、カスティーリヤの大貴族ララ家およびフランス王家もこれを支持した。

他方、カスティーリヤ王国の伝統に遵えば、上掲のとおり、第一王子を筆頭相続権者として、国王の臨終に際し国王から最も近い親族が王位を継承する。そのため、本件のように長子が死亡した場合、次男(=サンチョ)が孫(=セルダの王子達)に優先して王位継承権を取得することとなる。なお、このカスティーリヤの慣行が西ゴート法の相続制度に由来することは、フェロ・フスゴの下記規定から理解される。

si el padre ó la madre que an de aver la buena de los fijos, si non ovieren

otros fijos, toda la heredad ayan los nietos [Libro IV, Titol II, Ley XIX]

仮に(死亡した)当該子の財産を取得すべき父親又は母親において、他に子がいなかった場合、当該相続財産は孫が全て之を取得するものとする(第四篇第二章法一九)(下線筆者)

³⁸ 船田(1967: 148)

³⁹ このようにローマ法では相続を下へ下へと卑属に流すことによって、相続の範囲が尊属・兄弟へと過度に広がることを防ぎ、効率的かつ簡潔な遺産配分を可能にする。

この文言の下線部を反対解釈すれば、死亡した子に兄弟がいた場合、相続権は兄弟が孫に優先してこれを取得するとの解釈が成り立つ。即ち、王位継承順位は次男サンチョのほうが孫セルダの王子達よりも高いということになる。

さらに西ゴート由来の家族慣習によれば、未成年者が両親を失った場合、その後見人の筆頭候補として父方のおじを選ぶのが慣わしであった⁴⁰。親権者ブランカ妃は当時存命中であったものの、王子の配偶者は王位継承権者に該当しないため、王位継承権に限っていえば、ブランカ妃はセルダの王子達に対し親権を行使し得ない。よって、伝統的な家族慣習法に照らしても、王位継承権は甥の後見人に当たる叔父サンチョの有に落ちるものと判断される。

さて、ビスカヤ領主アロ家を中心とする反国王勢力は、このようなカステーリヤの慣行に加え、アルフォンソ10世が当時国外に逗留中であったため、ベニメリン族の脅威に対抗し得るのは第二王子サンチョをおいてほかにないと主張し、サンチョを王位継承者に推した。反対派の立場から見れば、王国の安全保障上当然に抵抗権を行使したともいえる。

双方間の権力闘争は、内戦へと発展する。戦況を優位に進めたサンチョは、大多数の諸侯、都市および教会の支持の下、1278年セゴビア開催の身分制議会において王位継承の承認を得る。アルフォンソ10世はこれに対抗し、遺言の中で、サンチョ4世から王位を剥奪し、フランス王フィリップ3世を後見人としてセルダの王子達に王位を継承せしむる旨の意思を表明した。だが、その遺言は守られず、アルフォンソ10世の崩御をもってサンチョ4世が正式に王座に就いた⁴¹。

ところでアルフォンソ10世には、フェルナンド3世の治世に統合したカステーリヤとレオンの両王国を再分割し、二人にどちらか一方の統治権を

⁴⁰ King (1972: 228)

⁴¹ Martín (1993: 367)

引き継がせるという方策も可能性として残されていたはずである。しかし七部法典において、「我が主イエス・キリストの教えによれば、王国が分割されれば崩壊する虞があることから、父王の逝去した後、王国の統治権は長子のみが之を取得するのが相当である」（第二部第一五章法二）と規定したように、レコンキスタを主導し、イスパニアの盟主たる地位に上ったカスティーリヤの王には、敢えて王国の弱体化を招く領土分割の道を選択する考えはなかったであろう。また、国家が自然的な存在にして最高の共同体であると論じたアリストテレスの言説に照らしても、王国の分割はアリストテレス主義に立脚したアルフォンソ10世の王権理念に矛盾する。

このように、七部法典には当時まだ正式な効力がなかったものの、アルフォンソ10世がローマ私法上の相続法理を、王位継承という公法的領域において援用したのために、内乱を勃発せしむる結果となった。このアルフォンソ10世最大の失策は、有力貴族間の権力闘争、そして身分制議會を前にした王権の脆弱性という政治的背景が際立つ事件である。その一方、法律論的側面からいえば、西ゴート由来の慣習による支配からローマ法を基軸とする法の支配への転換が、アルフォンソ10世の思惑どおりには進まなかったことを象徴する出来事でもある。

6. 結 論

《君主の鑑》において説かれる「徳による統治」を批判したマキャベリによれば、人が「いかに生きるべきか」ということと、「どのように生きるべきか」ということは全く別の問題であり、前者を際立たせて後者を無視するような態度をとるならば、邪悪な人間の食べ物にされて破滅するしかない。そして、善き統治者には、古典から得られる教養に加え、人間行動の観察に基づく経験論の見識を具えること、いわば獅子の実力と狐の狡猾さを併せ持つことが必要であると論じた。マキャベリにとって統治術とは、統治者が自

己の保持する権力と財力を駆使して臣下に対し畏怖と恩恵を与え、それによって味方を増やして敵を減らすといった知恵を意味する。つまり、たとえ偉大な法典を作ったところで、時の慣習や経済情勢を疎んじ、その施行に抵抗する敵を増やしてしまえば、所詮は画餅に帰す。アリストテレスは、慣習によらない法は人を服従させる力がない、その力は長い歳月をかけて得られるものと説いている。

アルフォンソ 10 世は、「賢王」の称号に相応しく、王国統一法の編纂を通じて、中世後期に起こった社会構造の変動に適応すべく新しい王権の理念を掲げ、中世から近世への架け橋となる法制度を整備した。その功績は実に大きい。しかし統治者としては、ギリシャ・ローマの古典に由来する理想を追求するあまり、カスティーリヤの伝統・慣習を軽んずる一面もあった。これが抵抗勢力との妥協を見失い、後世に政治的汚点を残す一因になったといえる。

【原典】

Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio, cotejadas con varios códices antiguos por la Real Academia de la Historia, Madrid en la Imprenta Real, Año de 1807.

【参考文献】

青砥清一、「七部法典における時効制度に関する一考察—ローマ法と比較して—」、『国際社会研究』第3号、神田外語大学グローバル・コミュニケーション研究所、pp.23-53、2012年。

青砥清一、「中世カスティーリヤの民事訴訟制度と言語について考える—七部法典と民事判決録に基づいて—」、『津田塾大学紀要』第46号、pp.231-255、2014年。

青砥清一・相澤正雄、「七部法典におけるカスティーリヤ王権の概念形態について」、『津田塾大学紀要』第45号、pp.183-203、2013年。

- 伊東俊太郎、『十二世紀ルネサンス』、講談社、2011年。
- 上田辰之助、『トマス・アクィナス研究』、上田辰之助著作集2、板垣與一（監修）、鈴木斐雄・矢島鈞次・菅原藤也（編集）、みすず書房、1987年。
- 大内一、「帝国の基盤カスティーリャ王国の苦悩」、大内一・染田秀藤・立石博高（共著）『もうひとつのスペイン史—中近世の国家と社会—』第1章、同朋舎出版、pp.1-69、1994年。
- 桑原武夫・前川貞次郎（訳）、ルソー『社会契約論』、岩波書店、1996年。
- 今野國雄、『西欧中世の社会と教会』、第3刷、岩波書店、1987年。
- 柴田平三郎（訳）、アクィナス『君主の統治について—謹んでキプロス王に捧げる—』、岩波書店、2009年。
- 高田三郎（訳）、アリストテレス『ニコマコス倫理学（上）』、岩波書店、1971年。
- 田中美知太郎（編）、アリストテレス「政治学」、『世界の名著8 アリストテレス』、中央公論社、pp.57-274、1972年。
- 永井道夫・上田邦義（訳）、ホッブス『リヴァイアサンI』、中央公論新社、2012年。
- 原田慶吉、『ローマ法』、有斐閣、1954年。
- 船田亨二（訳）、ガイウス『法学提要〔新版〕』、有斐閣、1967年。
- 山田信彦、『スペイン法の歴史』、彩流社、1992年。
- Ayala Martínez, Carlos de, “Capítulo 23 La consolidación de las monarquías peninsulares”, *Historia de España de la Edad Media*, Álvarez Palenzuela, Vicente Ángel (coord.), Ariel Historia, pp.495-516, 2002.
- Domingo, Rafael (coord.), “GAI INSTITUTIONUM COMMENTARIUM QUATTUOR”, *Textos de Derecho Romano*, edición corregida y aumentada, Navarra: Editorial Aranzadi, pp.37-245, 2002.
- Fernández de Buján, Antonio, *Historia del Derecho Romano*, segunda edición, Thomson Reuters, 2012.

- García de Cortázar, José Ángel & Sesma Muñoz, José Ángel, *Historia de la Edad Media: Una síntesis interpretativa*, Alianza Universidad, 1997.
- Gilby, Thomas, *St Thomas Aquinas Summa Theologiæ: Volume 28, Law and Political Theory: 1a2æ. 90-97*, Cambridge University Press, 2006.
- González Jiménez, Manuel, *ALFONSO X el Sabio*, Ariel, 2004.
- King, P.D., *Law & Society in The Visigothic Kingdom*, Cambridge University Press, 1972.
- López, Gregorio, *Las siete partidas del sabio rey Don Alonso el Nono*, nuevamente glosadas por el Licenciado Gregorio Lopez del Consejo Real de Indias de su Magestad, Salamanca: Impr. por A. de Portonaries, 1555.
- Martín, José Luis, *Manual de Historia de España 2, La España Medieval*, Historia 16, 1993.
- Martín, José Luis, *Las Cortes Medievales*, Historia 16, 2001.
- Sainz Guerra, Juan, *Historia del Derecho Español*, Dykinson, S.L., 2008.
- Stein, Peter Gonville, *Roman law in European history* (屋敷二郎監訳・関良徳訳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』, ミネルヴァ書房), 2003.
- Vinogradoff, Paul, *Roman Law in Medieval Europe*, Harper & Brothers, 1909.